

令和7年1月から

手数料の納付方法 が変わります！



※県の収入証紙と
国の収入印紙は
別のもので
ご注意ください。

収入証紙は廃止します。

収入証紙の**販売**は
令和6年12月末まで

購入済証紙の**使用**は
令和7年3月末まで

未使用証紙の**還付**は
令和11年12月末まで

証紙廃止後の手数料納付はキャッシュレスが便利です！

(キャッシュレス決済のご準備をお勧めします。)

証紙販売終了後(令和7年1月以降)の手数料の納付方法

※手続きによって納付方法が異なる場合がありますので、令和6年12月以降に各申請先へご確認ください。

~~1 オンラインでの納付~~



~~2 支払窓口 での納付~~



出先機関のため、長与都市開発事業所
では、納付方法3による納付をお願いします。

3 手数料納付書 での納付



県から交付を受けた手数料納付書
を使用して銀行の窓口等において
現金納付。

(証紙廃止後の納付方法の詳細については、今後、県のホームページや広報誌等でお知らせします。)

令和7年1月以降は、未使用の証紙は返還いただくと券面金額を返金します。

未使用証紙の返還
と返金の流れ

申請書に未使用証紙
を添えて県へ提出

県での未使用証紙の
確認と返金処理

申請者の口座へ
振込で返金

※詳しい手続きについては、今後、県のホームページ等でお知らせします。



長崎県出納局会計課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-894-3211 FAX 095-894-3466